

令和5年7月19日

保護者様

我孫子市教育委員会

自転車乗車時におけるヘルメット着用の推進について

日頃より、本市の学校教育へのご理解ご協力に心から感謝致します。
令和5年4月に全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となって以降、すでに県内で、下記のとおり自転車乗車時における児童生徒のヘルメット未着用による重大事故が複数発生しています。

これから、夏季休業が始まりますが、下記の交通安全指導事項を参考に交通事故に遭わない又は起こさないようにするため、改めてお子様と交通ルールを確認していただきますようお願いいたします。

記

【千葉県内における本年度中の自転車乗車時における重大事故の様態】

- ・ 信号のない交差点において一時停止をせず交差点に進入し、右方から進入してきた相手側自家用車と衝突した。
- ・ 自転車で交差点を走行中に右折してきた相手側トラックと衝突した。
- ・ 下り坂を自転車で走行中に、自転車の前方を走行していた自家用車が停車した際に、相手側自家用車の後方に衝突した。
- ・ 自転車で走行中に相手側自家用車と正面衝突した。

【交通安全指導事項】

- ・ 自身が重大な交通事故に遭う可能性があることを十分に理解し、自分の命を自分で守るという観点から、自転車乗車時には乗車用ヘルメットの着用に努めること。
- ・ 自転車に乗るときは、車両を運転しているという自覚をもち、交通ルールを必ず守ること。
- ・ 交差点付近で事故が多発していることから、信号機の有無に関わらず、安全確認を確実に行うこと。また、細い道から大通りへ出るときなどは、交通規制に従い、必ず一時停止又は徐行すること。